

第3節 退職給付

1 恩 給

昭和63年度の教職員等に対する退職給付等の執行状況は、次のとおりである。

(1) 恩給の支給及び受給者の管理

① 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	652	1,102,052	587	687,412	22	27,443	7	4,725	1,268	1,821,632
中 学 校	182	389,794	236	296,413	14	18,898	6	3,449	438	708,554
高 等 学 校	-	-	-	-	4	6,166	7	6,519	11	12,685
盲・ろう学校	1	1,842	3	3,484	0	0	1	241	5	5,567
教育庁・その他	17	18,419	30	25,917	1	742	2	1,486	50	46,564
計	852	1,512,107	856	1,013,226	41	53,249	23	16,420	1,772	2,595,002

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩 給 種 別	裁 定	失 権
普 通 恩 給	0 件	53 件
扶 助 料	24	53
退 隠 料	0	4
遺 族 扶 助 料	2	0
計	26	110

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律（法律第20号）が、昭和63年4月26日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和62年度における公務員給与の改善、消費者物価、その他諸般の事情を総合勘案して、恩給年額の計算の基礎となる仮定給料年額が、昭和63年4月分以降、1.25%引き上げられた。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人 員	金 額
事 務 局	6 人	150,018 千円
小 学 校	835	10,625,619
中 学 校	400	5,599,363
高 等 学 校	318	4,402,567
盲・ろう学校	22	173,040
養 護 学 校	74	438,040
計	1,655	21,388,647

3 退職共済年金

(1) 年金の決定件数

退職共済年金等の決定件数は、次のとおりである。

旧法による年 金		新共済法による年金					計
退 職 年 金	障 害 年 金	退 職 共 済 年 金	退 共 (特別)	退 共 (繰上)	障 害 共 済 年 金	遺 族 共 済 年 金	
件 2	件 3	件 2	件 635	件 72	件 14	件 25	件 753

(2) 支給人員及び支給額

退職共済年金等の支給人員及び支給額（昭和63年度末現在）は、次のとおりである。

新共済法による年金

	人 員	金 額
退 職 共 済 年 金	12 人	33,930 千円
退 共 (特別)	1,260	3,739,810
退 共 (繰上)	166	351,310
障 害 共 済 年 金	13	28,785
遺 族 共 済 年 金	376	530,184
計	1,827	4,684,019